

VI. 学則および大学院関連規程

○福岡女学院大学大学院学則

2003(平15)年4月1日制定
最終改正 2019(平31)年3月22日

第1章 総 則

第1条 本大学院は、キリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、総合的かつ精深・高度な学術研究を行なうとともに、専門的知識と研究能力を備え、国際社会に対応できる女性を育成するための教育を行うことを目的とする。

第2章 組織、学生定員及び修業年限

第2条 本大学院に、人文科学研究科修士課程をおく。

2 本研究科は、人文科学分野において広い視野に立ち、精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

第3条 本研究科に、比較文化専攻、臨床心理学専攻及び発達教育学専攻をおく。

第3条の2 比較文化専攻は、世界各地域の言語、文学、思想など文化現象の比較研究に関して、高度な専門知識と広い視野を備え、国際社会で活躍し得る人材の育成を目的とする。

臨床心理学専攻は、臨床心理学に関する精深な知識と技術をもち、広い視野に立って人々の心のケアに携わる専門家の育成を目的とする。

発達教育学専攻は、子どもの心身の発達への深い理解と高度な知識に基づいた教育・援助方法を身につけ、子どもの生きる力と豊かな心を育む教育・研究の専門家の育成を目的とする。

第4条 入学定員及び収容定員を次のように定める。

研究科	課 程	修 士 課 程	
		入学定員(名)	収容定員(名)
人文科学研究科	比較文化専攻	5	10
	臨床心理学専攻	10	20
	発達教育学専攻	5	10

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第6条 第5条の規定にかかわらず、長期履修学生として入学を認められた学生は、4年を超えて在学することができる。ただし、6年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

第7条 本大学院の学年、学期及び休業日については、福岡女学院大学学則第6条、第7条、及び第8条を準用する。

第4章 教育課程

第8条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)によって行うものとする。

第9条 研究科の授業科目の編成及びその単位数は、別表1のとおり定める。

第10条 人文科学研究科の授業科目の履修方法は別に定める。

第11条 教育研究上有益と認めるときは、学生は他の大学の大学院及び本学学部の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。ただし、第13条の規定により認定された単位と合わせて10単位を超えないものとする。

第12条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所との協議に基づき、学生が他の大学の大学院及び研究所において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることはできない。

第13条 学生が入学前に他の大学の大学院において修得した単位については、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

第14条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告により、当該科目担当教員が行う。

第5章 課程の修了及び学位の授与

第15条 本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については研究科委員会の審議を経て、学長が課程の修了を認定する。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に關しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科が当該課程の目的に応じ適當と認める場合は、特定の課題についての研究の成果をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 学位論文の審査及び最終試験については、別に定める。

第16条 各専攻において修士課程の修了を認定した者に対しては次の学位を与え、学位記を授与する。

- (1) 比較文化専攻 修士(比較文化)
- (2) 臨床心理学専攻 修士(心理学)
- (3) 発達教育学専攻 修士(発達教育学)

2 学位の授与に関する規程は、別に定める。

第6章 免許及び資格の取得

第17条 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において、取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類
人文科学研究科	発達教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状
		小学校教諭専修免許状

第7章 入学、休学、復学、退学、除籍、転入学、留学及び再入学

第18条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者

四 学校教育法第68条の2第3項の規定により大学評価・学位授与機構から、学士の学位を授与された者

五 その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、十分な理由があると認めたときには、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができる。

第20条 本大学院への入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類及び写真を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

第22条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、入学金その他指定された納入金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第23条 疾病その他やむを得ない理由で、3ヶ月以上修学できない者は、保証人連署の上理由書を付して願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

第24条 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を越えることはできない。

3 休学期間は、第5条及び第6条の在学期間には算入しない。

4 休学期間に中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第25条 退学を希望する者は、その理由を記して、保証人連署のうえ、願書を学長に提出しなければならない。

第26条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の審議を経て、学長がこれを除籍することができる。

一 期限までに学費の納入を行わず、督促してもなお納付しない者

二 第5条及び第6条に定める在学年限を超えた者

三 第24条第2項に定める休学期間を超え、なお復学できない者

四 その他除籍が必要と認められる者

第27条 他の大学の大学院に入学又は転入学を志願しようとする場合は、学長の許可を得なければならない。

2 転入学が決定した者は、第25条と同様の退学願を学長に提出しなければならない。

第28条 外国の大学の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第5条及び第6条に定める在学期間に含めることができる。

3 第11条の規定は、外国の大学の大学院へ留学する場合に準用する。

第29条 次の各号の一に該当する者で、本大学院への入学（再入学）を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

一 大学の大学院を修了、又は退学した者及び除籍された者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の審議を経て学長が決定する。

第8章 賞罰

第30条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の審議を経て、学長がこれを表彰することがある。

第31条 本大学院の学則又は諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、研究科委員会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学処分は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて、出席常でない者
- 四 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 学費

第32条 入学志願者は、入学検定料として32,000円を納入しなければならない。

第33条 本大学院学生は、次の納入金を指定された期日までに納入しなければならない。

一 入学金	本学からの入学生	110,000円
	他大学からの入学生	210,000円
二 授業料		504,000円
三 その他の必要な費用		

第34条 一旦納めた納入金は過誤によるもの以外は、一切返還しない。

第35条 休学期間中は、在籍料として年額120,000円を徴収する。ただし、留年学生は除くものとする。

2 前項の在籍料の取扱いについては、別に定める。

3 学位論文未提出のみにより標準修業年限を超えて在籍する者の学生納付金は、半額を免除する。

第36条 学費支弁の困難な者に対しては、その実情と学業成績とにより、一部を免除又は貸与することがある。

第10章 教職員組織及び運営組織

第37条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学院担当の本学教員が行う。

第38条 本大学院に大学院委員会をおく。

2 大学院委員会は本大学院の重要事項の審議にあたる。

3 大学院委員会に関する規則は別に定める。

第39条 本大学院研究科に研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する本大学教員をもって構成し、研究科長が必要であると認めた場合は、その他の職員を加えることができる。

第40条 研究科委員会は、学長の委任により研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 研究科委員会に関する事項は別にこれを定める。

3 研究科委員会は、校納金の改正等、理事会の専決事項については、意見を述べることはできるが、審議することはできない。

第41条 本大学院に関する事務の執行は、大学の事務組織がこれにあたる。

第11章 研究指導施設及び厚生保健施設

第42条 学生の自由な研究には、本大学院研究室及び本学附属図書館を利用させる。

第43条 教職員及び学生の一般保健には本学保健室を利用する。

第12章 聴講生、科目等履修生、研究生、特別研究生、特別研究員及び委託生

第44条 本大学院において、聴講または授業科目等の履修を志願する者があるときは、選考の上、教育研究に支障のない限り、これを許可することがある。

2 聴講生、科目等履修生、研究生、特別研究生、特別研究員及び委託生に関する規定は別にこれを定める。

第13章 外国人留学生および長期履修学生

第45条 本大学院に外国人留学生として入学を志願する者には、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規定は別にこれを定める。

3 本大学院に長期履修学生として入学を志願する者には、選考の上、入学を許可することがある。

4 長期履修学生に関する規定は別にこれを定める。

第14章 学則等の準用

第46条 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関し、必要な事項は、福岡女学院大学学則及びその他の福岡女学院諸規程を準用する。

第15章 自己点検・評価

第47条 本大学院は、第1条の目的を達成するため、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

第16章 改廃

第48条 この学則の改正は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則①

1 削除

2 この学則は、2003(平15)年4月1日から施行する。

附 則②

1 第9条別表1の一部を改正し、2004(平16)年4月1日から施行する。

附 則③

1 第1条、第18条、第9条別表1の一部を改正し、2005(平17)年4月1日から施行する。

ただし、別表1(一)は2003(平15)年度入学生から適用する。別表1(二)は2004(平16)年度入学生から適用する。

2 第1条及び第18条の改正は、2006(平18)年度入学生から適用する。

附 則④

1 本改正学則は、2006(平18)年4月1日から施行する。ただし、別表1は2006(平18)年度入学生から適用する。

附 則⑤

1 本改正学則は、2008(平20)年4月1日から施行する。ただし、第15条は2006(平18)年度入学生から適用する。

附 則⑥

1 本改正学則は、2010(平22)年4月1日から施行する。

附 則⑦

この学則は、2011(平23)年4月1日から施行する。

附 則⑧

この学則は、2014(平26)年4月1日から施行する。ただし、2013(平25)年度以前の入学生については、なお、

従前の例による。

附 則 ⑨

この学則は、2015(平 27) 年4月1日から施行する。ただし、2014(平 26) 年度以前の入学生については、なお、
従前の例による。

附 則 ⑩

この学則は、2016(平 28) 年4月1日から施行する。ただし、2015(平 27) 年度以前の入学生については、なお、
従前の例による。

附 則 ⑪

この学則は、2017(平 29) 年4月1日から施行する。ただし、2016(平 28) 年度以前の入学生については、なお、
従前の例による。

附 則 ⑫

この学則は、2018(平 30) 年4月1日から施行する。ただし、2017(平 29) 年度以前の入学生については、なお、
従前の例による。

附 則 ⑬

この学則は、2019(平 31) 年4月1日から施行する。ただし、2018(平 30) 年度以前の入学生については、なお、
従前の例による。

別表1(第9条関係)

1 人文科学研究科

授業科目及び単位数

(一) 比較文化専攻

基礎科目必修4単位、基幹科目選択6単位以上、基礎科目、基幹科目及び関連科目選択18単位以上、

特別研究科目必修4単位、合計32単位以上修得のこと。

	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	キリスト教と人間 異文化交流特論 日本語学研究Ⅰ 日本語学研究Ⅱ 英語学研究Ⅰ 英語学研究Ⅱ 言葉とコミュニケーション研究	2 2 4 2 4 2 2		
基幹科目	比較文化特殊研究Ⅰ(東アジアと英語圏文学) 比較文化特殊研究Ⅱ(東アジアの思想) 比較文化特殊研究Ⅲ(東アジアと日本古代文学) 比較文化特殊研究Ⅳ(日本近代文学と西欧文化) 比較文化特殊研究Ⅴ(表象文化としての演劇) 比較文化特殊研究Ⅵ(近代演劇の成立) 比較文化特殊研究Ⅶ(国語教育論) 比較文化特殊研究Ⅷ(国語教材論)		2 2 2 2 2 2 2 2	6単位以上選択
関連科目	【第Ⅰ類】 日本古典文学特殊研究 日本近代文学特殊研究 日本文学総合演習 漢文学特殊研究 古代文化特殊研究 民俗学特殊研究 日本語学特殊研究Ⅰ(日本語教育) 日本語学特殊研究Ⅱ(日本語教育) 【第Ⅱ類】 英語学特殊研究 英語圏文学特殊研究Ⅰ(英語圏の比較文化と文学) 英語圏文学特殊研究Ⅱ(アメリカ文学) 英語圏文学特殊研究Ⅲ(イギリス文学) 英語圏文学特殊研究Ⅳ(アメリカのユダヤ系作家) 英語圏文学総合演習 英米思想特殊研究		2 2 4 2 2 2 2 2 4 2 4 2 2 2 2	基礎科目、 基幹科目、 及び関連 科目から 18単位以 上選択
特別研究科目	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ		2 2	

(二) 臨床心理学専攻

基礎科目必修6単位、基幹科目必修12単位、展開科目および関連科目から選択10単位以上、特別研究科目必修4単位、合計32単位以上修得のこと。

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	キリスト教と人間 臨床心理学特論I 臨床心理学特論II	2 2 2		
基幹科目	臨床心理面接特論I (心理支援に関する理論と実践) 臨床心理面接特論II 臨床心理査定演習I (心理的アセスメントに関する理論と実践) 臨床心理査定演習II 臨床心理基礎実習I 臨床心理基礎実習II 臨床心理実習I 臨床心理実習II	2 2 2 2 1 1 1 1		
	社会心理学特論 障害児者心理学特論 家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2 2 2		
	心理学研究法特論 心理統計法特論 人格心理学特論 発達心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2 2 2 2		
	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開) 投影法特論 臨床薬理学特論 学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2 2 2 2		
	心理療法特論	2		10単位以上選択
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 心の健康教育に関する理論と実践	2 2 2		
	心理実践実習I 心理実践実習II 心理実践実習III 心理実践実習IV 心理実践実習V 心理実践実習VI	3 1 2 1 2 1		
特別研究科目	特別研究I 特別研究II	2 2		

(三) 発達教育学専攻

基礎科目必修8単位、基幹科目必修2単位、基幹科目及び関連科目から選択18単位以上、特別研究科目必修4単位、合計32単位以上修得のこと。

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	発達教育学特論 発達教育学研究法 発達教育学講究I 発達教育学講究II	2 2 2 2		
基幹科目	教育学特論 教科教育学特論 学校教育特論 国語教育研究 身体教育学研究 音楽教育学研究 教科教育実践と指導法の改善 学級経営と授業改善 教育統計法特論 発達教育学実践演習 発達心理学特論 教育心理学特論 学校心理学特論 発達臨床心理学特論 教育相談・カウンセリング実践演習 特別支援教育特論 小児医学特論 キリスト教と人間	2 2		基幹科目及び 関連科目から 18単位以上選択
関連科目	理科教育研究 社会科教育研究 表現教育研究 教育評価・心理検査(含実習) 生徒指導・キャリア教育(含実習)	2 2 2 2 2		基幹科目及び 関連科目から 18単位以上選択
特別研究科目	発達教育学特別研究I 発達教育学特別研究II	2 2		

○福岡女学院大学大学院学位規程

2003(平15)年4月1日制定
最終改正 2014(平26)年5月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)及び福岡女学院大学大学院学則に基づき、福岡女学院大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学大学院において授与する修士の学位は、次のとおりとする。

- (1) 比較文化専攻 修士(比較文化)
- (2) 臨床心理学専攻 修士(心理学)
- (3) 発達教育学専攻 修士(発達教育学)

(修士の学位授与)

第3条 学長は、本学大学院の修士課程を修了した者には、修士の学位を授与するものとする。

(修士の学位論文の提出)

第4条 本学大学院に1年以上在学し、所定の単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者は、修士の学位論文(以下「修士論文」という。)を提出することができる。

2 修士論文は、研究指導教授(以下「指導教授」という。)を経て、指定の期日までに研究科委員会に提出しなければならない。

(修士論文)

第5条 修士論文は、1篇1部とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

また、審査のため必要があるときは、研究科委員会は参考論文、関係資料等を提出させることができる。

(審査委員会)

第6条 研究科長は、第4条の規定により修士論文が提出されたときは、研究科の教員から指導教授を含め2名以上の審査委員(うち1名は主査)を選出し、審査委員会を組織する。

2 研究科長は、審査のため必要と認めたときには、前項の規定にかかわらず、前項に定める教員以外の教員並びに他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

3 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験に関する事項を行うものとする。

(修士論文の審査基準及び最終試験)

第7条 修士論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すものでなければならない。

2 最終試験は、提出された修士論文の内容及びこれに関連する専攻分野の科目について、口述又は筆記により行う。

(修士論文の審査期間等)

第8条 審査委員は、当該院生の在学期間に内に、修士論文の審査及び最終試験を終了しなけれ

ばならない。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験を終了したときは、速やかに審査結果及び評価に関する意見を付して、最終試験の成績とともに、研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査委員は、修士論文の審査の結果、その内容が著しく不適格であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。ただし、審査委員は、その旨を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士の学位を授与することの可否を議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第11条 研究科長は、研究科委員会が前条の議決をしたときは速やかに、これを学長に報告しなければならない。

(修士の学位記の授与)

第12条 学長は、前条の報告に基づいて、修士の学位の授与を議決された者に学位記を授与する。

2 修士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の取り消し)

第13条 本学大学院において学位を授与された者に、次の事実があったときは、学長は研究科委員会の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

(1) 不正に学位の授与を受けたことが明らかになったとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則 ①

1 この規程は、2003(平15)年4月1日に制定し、同日から施行する。

附 則 ②

この規程は、2015(平27)年4月1日から施行する。

○福岡女学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

2003(平15)年4月1日制定

(趣旨)

第1条 本学の大学院教育を活性化するため、大学院にティーチング・アシスタント(以下TAという)を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるTAとは、指導教授の監督のもとで、主として学部の授業(卒業研究、演習、実験、実習)等の補助を行う者をいう。

(資格・採用)

第3条 TAは、大学院人文科学研究科に在学する学生のうちから選考し、学長が採用を決定する。

2 前項の選考は、希望者のうちから、研究科長が候補者を選び、毎年度始めに学長に推薦する。

(採用期間)

第4条 TAの採用期間は、当該年度限りとする。ただし、標準修業年限内の者にあっては、再選考のうえ再採用することがある。

(TA手当)

第5条 TAに採用された学生に対しては、TA手当を支給する。

2 TA手当の支給額については、別にこれを定める。

(所管課)

第6条 TAに関する事務は、大学事務部が行う。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、TAに関する取り扱いについては、別に定めることができる。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則①

1 この規程は、2003(平15)年4月1日に制定し、同日から施行する。